

国民健康保険における子どもの均等割額の軽減制度の創設を求める意見書

少子化対策はわが国における喫緊の国家的課題であり、国と地方が共に保育士の処遇改善、待機児童対策など子育て支援を拡充している中で、とりわけ多子世帯については保育料などにおいて負担軽減措置が講じられている。

しかしながら、国民健康保険については子どもに係る負担軽減の措置は無く、川口市の1人あたりの国民健康保険税の均等割額は医療給付費分28,000円と後期高齢者支援金分9,000円を合わせて37,000円となっており、子どもが多い世帯ほど負担が増す制度となっている。

また、均等割額は、所得等に応じた法定軽減があるものの、被用者保険には無い負担であり、医療保険制度間の公平性を確保し、国民の負担の平準化を図るうえで、更なる軽減措置を講じる必要がある。

よって、少子化対策は国民健康保険の制度上も展開されるべきであり、国の責任において財源措置を含めた子どもの均等割額の軽減制度を創設することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成29年12月22日

川口市議会 議長

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣様
衆議院議長
参議院議長